平成２５年（ワ）第４６号，同第２２０号，平成２６年（ワ）第２２４号　直送済

損害賠償請求事件

原　告　武田悦子　外１５７２名

被　告　東京電力ホールディングス株式会社　外１名

被告東京電力準備書面（１８）

（原告ら準備書面（３４）（４１）（４２）（４３）に対する反論）

平成３０年１月１６日

福島地方裁判所いわき支部　民事部　御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人弁護士　棚　村　友　博

同　田　中　秀　幸

同　青　木　翔　太　郎

同訴訟復代理人弁護士　石　川　陽　菜

目　次

第１ はじめに 4
第２ 原告ら準備書面（３４）に対する反論 4
１ 「第２ 不安に関する住民の意識」（原告ら準備書面（３４）２頁）について 4
２ 「第３ 低線量被ばくに対する不安」（原告ら準備書面（３４）３頁～２０頁）について 5
（１）「リスク認知」に関する原告らの主張について 6
（２）リスク・コミュニケーションに関する原告らの主張について 12
第３ 原告ら準備書面（４１）及び（４２）に対する反論 16
１ 原告らの不安に関する主張について 16
２ 精神的損害に対する損害評価の不当性に関する原告らの主張について 18
（１）いわき市（自主的避難等対象区域）の状況等について 18
（２）自主的避難等対象区域の一般の大人に対する精神的損害の賠償について 20
３ 「不安」の評価根拠事実に関する原告らの主張について 25
（１）いわき市と同じ経済圏・文化圏である「浜通り」内の事故であることに関する原告らの主張について 25
（２）いわき市の自主的避難者の数に関する原告らの主張について 29
（３）避難実行・避難継続者の存在は，滞在者の「不安」と表裏の関係にあるという原告らの主張について 29
（４）側溝の土砂問題に関する原告らの主張について 30
（５）海の汚染問題に関する原告らの主張について 31
（６）汚染水問題に関する原告らの主張について 32
（７）山林の汚染とキノコ・山菜の出荷制限等に関する原告らの主張について 33

（８）生物の異常報告問題に関する原告らの主張について 33
（９）甲状腺がんの問題に関する原告らの主張について 34
（１０）除染が不十分であることに関する原告らの主張について 34
４ 小括 41
第４ 原告ら準備書面（４３）に対する反論 42
１ はじめに 42
２ 原告らの主張に対する反論 42
（１）福島県及びいわき市における甲状腺検査等について 42
（２）いわき市におけるヨウ素１３１の検出状況について 44
（３）甲状腺に関する県民健康調査の報告による放射線の影響の懸念について 45

第１　はじめに

本準備書面においては，原告ら提出の準備書面（３４）（放射線被ばくに対する不安の合理性），準備書面（４１），準備書面（４２）（除染が不十分であることについて），準備書面（４３）（原告らの合理的不安の根拠～ヨウ素被ばく及び甲状腺がん）（以下，それぞれ「原告ら準備書面（３４）」，「原告ら準備書面（４１）」，「原告ら準備書面（４２）」，「原告ら準備書面（４３）」という。）における原告らの主張に対して，必要な範囲で反論するものである。

なお，被告東京電力提出の答弁書及び準備書面において定義された文言については，特に断りのない限り，本準備書面においても，同様の意味を有するものとする。

第２　原告ら準備書面（３４）に対する反論

１　「第２　不安に関する住民の意識」（原告ら準備書面（３４）２頁）について

原告らは，アンケート報告書（甲Ａ１４８）の結果を引用しつつ，２０１４年１月に実施された他のアンケート調査結果（甲Ａ１５９）と整合すると指摘し，いわき市の半数近い住民が低線量被ばくに対する不安を抱いているなどと主張する。

しかしながら，原告らが引用するアンケート調査結果（甲Ａ１５９）をみると，いわき市民のうち，「放射能の健康影響への不安がある」という質問について，「あてはまる」と回答したのは回答者全体のうち２０．７パーセント，「ややあてはまる」と回答したのは回答者全体のうち２６．０パーセントであるのに対し，「あてはまらない」と回答したのは回答者全体のうち２３．７パーセント，「ややあてはまらない」と回答したのは回答者全体のうち２９．６

パーセントと（同２９５頁），回答者のうち５３．３パーセントが，「放射能の健康影響への不安がある」とは回答しておらず，半数を超えるいわき市民が，放射能の健康影響に対する不安があるとの回答を選択していないことが明らかになっている。

このように放射線被ばくに対する不安の感じ方については大きな個人差があると考えられ，そのような中でも，被告東京電力準備書面（８）の第６において述べたとおり，本件事故後においては，放射線と健康影響に関する科学的知見については，福島県内の地元の新聞においても，放射線の健康への影響に関連する多数の報道がなされており，科学的知見の紹介，科学的知見に基づく冷静な対応の呼びかけ及び被ばく線量の実情や専門家の見解等が繰り返し報道されている上，放射線に関する専門機関等からの情報発信もなされている（乙Ａ５１ないし乙Ａ５６，乙Ａ５８の１ないし乙Ａ５８の３０）。そして，本件事故後における自主的避難等対象区域内の１８歳未満人口の推移をみても，本件事故後９割を超えて大多数の１８歳未満人口は自主的避難を選択していないという実情がある（被告東京電力準備書面（１３）の第６参照）。

このように専門機関や自治体などによる科学的知見についての情報提供がなされていることなどを背景として，２０１４年１月時点において，多くのいわき市民において本件事故直後には生じたと考えられる不安についても解消の方向に向かっていることが窺われるのであり，いわき市内における本件事故後の空間放射線量の状況等に照らしても，被告東京電力が自主的避難等対象者に対して賠償する旨公表している精神的損害の賠償額は合理的であり，原告らが指摘するアンケート結果をもってしても，これを超える原告らの慰謝料請求権が基礎付けられるものではない。

２　「第３　低線量被ばくに対する不安」（原告ら準備書面（３４）３頁～２０頁）について

（1）「リスク認知」に関する原告らの主張について

原告らは，中谷内一也氏の意見書（甲Ａ１６０の１及び甲Ａ１６０の２），同人の証人尋問の結果（甲Ａ１６１）及び同人の著書（甲Ａ７１）等に基づいて，一般人は，専門家と異なり，リスクを客観的にデータに基づいて分析するようなことはせず，直感的・主観的に受け止めて行動するものであり，人に備わっているリスク認知メカニズムである「経験的システム（システム１）」及び「分析的システム（システム２）」のうち，本件事故直後の混乱状態の中では経験的システム（システム１）による判断が優勢に働いたものと推測できること，本件事故から５年以上が経過した状況において，「分析的システム」が優勢に作用し始めたとしても，当初のリスク認知を強化する方向に働くこと，人がある物事が起こる頻度の推定をする場合，実際には低頻度の事柄を過大視し，逆に，実際には高頻度の事柄を過小視する傾向（一次バイアス）があり，この傾向がリスク認知に当てはまること，一般人がリスク認知をする際に考慮する要素のうち相互に関連性の高いものをまとめたのが「リスク認知の２因子モデル」であり，「恐ろしさ」因子と「未知性」因子があるとされているところ，本件事故による放射線被ばくについては，特殊性があり，かかる２因子モデルからも恐怖感・不安感をより強く生じやすいものであること等を指摘し，本件事故について，一般人・通常人が，線量の高低にかかわらず恐怖心や不安感を抱き続けることは，何ら不自然・不合理なことではないと主張する（原告ら準備書面（３４）３頁～９頁）。

しかしながら，かかる原告らの主張には，以下で述べるとおり理由がない。

ア　リスクの受け止め・評価は個々人によって異なること

中谷内氏は，その証人尋問調書において，各種のハザードについて，これをどの程度の大きなリスクと捉えるかというのは人によって異なる（個人差がある）ことを認めており（甲Ａ１６１の３０頁），同氏が述べる認

識メカニズムが一般に妥当するかどうかはそもそも明らかではなく，結局は各人の感じ方によって異なるものであることが明らかにされている。

イ　リスクへの不安についての深い判断や行為決定をする際には「経験的システム」だけではなく，「分析的システム」が働くこと

中谷内氏は，人に備わっている２つの思考システムである「経験的システム」と「分析的システム」については，人がある事象について認識したり判断するときには，この２つのシステム両方が機能するが，事象によって２つのシステムのうち，いずれかが優勢に機能することがあるところ（二重過程理論），日常的な判断や行為決定の時に優勢なのは「経験的システム」であり，一般人が日常的にリスクを認知するときに主に働くのは経験的システムであるとしている（甲Ａ１６０の１の４～５頁，甲Ａ１６１の９～１０頁）。

しかしながら，他方で，中谷内氏は，一般人においても「分析的システム」が備わっており，多面的に深い判断をする際には分析的システムが優勢に働くと述べており（甲Ａ１６１の３５～３６頁），また，中谷内氏が経験的システムが働くと証言する「日常的な判断や行為の決定」とは，日常日々直面する，朝起きてどの服を着ていこうとか，昼御飯に何を食べようかといった判断や行為であって，毎日のように起こるのが日常的なこととはいえない判断や行為はこれに該当しないとし，「転職するしないとか，住まいを変える変えない，まずイエス・ノーで言うと，毎日のように起こるのが日常的なことだというのであれば，それはノー，日常的な判断ではないということになろうかと思います。」（甲Ａ１６１の３６～３７頁）と述べている。

また，日常的な判断や行為の際に優勢であるのは経験的システムであったとしても，行為決定の際には分析的システムが同時に働くのであり，こ

の点について，中谷内氏もこれを認め，「感情だけで動く人はあまりいないわけで，普通は理性的な論理的な思考も同時に起こると思います。」と証言している（甲Ａ１６１の３８頁）。

このように，本件事故後における低線量被ばくに対するリスク認知においても，直感的な不安感が生ずるとしても（経験的システム），そのような直感的な「経験的システム」のみによって不安感に基づく行動が定まるものではなく，「感情だけで動く人はあまりいないわけで，普通は理性的な論理的な思考も同時に起こる」（甲Ａ１６１の３８頁）ことは経験上も優に認められるところである。そして，本件事故後において，従前の住所地からの避難や転職などの重大な判断がなされる際には，「分析的システム」も機能して，放射線の影響についての科学的知見等の収集や行政の対応等の客観的な事情の確認・分析を通じて，そのリスクの程度・強度についての分析が行われるのが一般であると考えられるのであり，このように解することは一般の経験則にも合致している。

ウ　自主的避難者数の実情からみても「経験的システム」のみによって行動が律されているものではないこと

実際に，本件事故後における自主的避難等対象区域内の１８歳未満人口の推移をみても，本件事故後においても，数パーセントの減少が見られるにとどまり，９割を超えて大多数の１８歳未満人口は自主的避難を選択していないという実情にあり，「経験的システム」に基づく不安感のみに基づいて一般的な行動が決定されているものでないことは客観的に裏付けられている（被告東京電力準備書面（１３）の第６参照）。

エ　「経験的システム」に基づくリスクへの不安が生じたとしても，そのことは法的権利の侵害を基礎付ける具体的な危険が生じていることを意味す

るものではないこと

また，中谷内氏も，「分析的システム」を経ないで「経験的システム」に主導される直感的な不安・リスク判断が人によってなされることをもって，その人について，法的な権利侵害を基礎付ける具体的な危険が生じていると述べるものではなく，「経験的システム」に基づくリスク認知が人によっては成立することをもって，健康に対する具体的危険の存在が基礎付けられるという趣旨を述べるものでもないから（中谷内氏は，低線量被ばくによる客観的かつ具体的なリスクの程度がどのようなものであるかについて一切証言しておらず，また，法的判断は専門外であるとしている。甲Ａ１６１の４８～４９頁），中谷内氏の述べる「経験的システム」と「分析的システム」の二重過程理論は，原告らの法的な権利侵害を基礎付ける具体的な危険の存在を基礎付けるものではない。換言すれば，中谷内氏の証言内容は，リスク認知の仕方は人によって個人差がありまちまちであることを前提としつつ，心理学的見地からのリスク認知の成立の仕方の一つの概念を叙述したというにとどまり，慰謝料請求権に関する法的判断に結びつくものではなく，原告らの主張を裏付けるものでもないのである。

オ　「分析的システム」が作用した場合に，リスク認知を強化する方向で働くものではないこと

原告らは，低線量被ばくについて影響があるという情報，影響がないという情報など，様々な情報が存在するので，「分析的システム」が作用しても，リスク認知を強化する方向で働くと主張する（原告ら準備書面（３４）５頁）。

しかしながら，これまで詳述したとおり，本件事故後においては，放射線と健康影響に関する科学的知見は，繰り返し情報提供がされていたことから（被告東京電力準備書面（８）の第６参照），「分析的システム」が

作用した場合，客観的根拠のある合理的な不安がさらに生じ得るものではなく，科学的知見の提供を受けることによって通常は不安が減少する方向に働くのであって，そのような正しい知見の提供を受ける以前と比べて不安が強化されるというのは経験則に反している。また，仮に，様々な情報が存在するなかで，自己の判断を肯定する情報のみを分析することでリスク認知が強化されるということがあるとしても，当該判断をもって客観的な根拠に基づく危険に対する合理的な不安であるとはいうことができない。

カ　「一次バイアス」による不安感は，法的保護の対象とはいえないこと

原告らは，人がある物事が起こる頻度の推定をする場合，過大視ないし過小視をする傾向（一次バイアス）があり，この傾向がリスク認知に当てはまることから，一般人は，低線量被ばくのリスクをより過大に感じると主張する（原告ら準備書面（３４）５頁）。

しかしながら，本件事故発生当初の時期において，特に自己の置かれている状況を的確に認識でないような情報の混乱時期においては，放射線被ばくに対する恐怖や不安を抱いて日常生活の相当程度の阻害が生ずることもやむをえない面があると考えられることから，被告東京電力においては，中間指針等に基づいて，自主的避難等対象者に対して精神的損害等の賠償を行う旨公表している。しかしながら，その後において，自主的避難等対象区域内の放射線量の状況やその健康影響へのリスクの程度等についての科学的情報が広く周知され，自己の置かれている状況について判断し得る状況に至った場合には，自主的避難等対象区域内の空間放射線量については健康への影響を及ぼす程度のものでなく，避難をする必要もないことについては住民においても知りえる状況に至ると評価できるから，そのような時点以降については，本件事故の放射線の影響と相当因果関係のある精神的損害については，賠償終期を迎えると解することには合理性があるの

である。

また，一般論としても，内心における物事が起こる頻度の推定について，過大視ないし過小視することがあったとしても，そのような主観的な認識のありようのみにより法的な慰謝料が基礎付けられるものでないことは明らかであり（我々は日常生活において主観的に様々なリスクや危険事象の発生可能性について推定したり，主観的な不安を感じることがあるが，そのような心の動きによって慰謝料請求権が基礎付けられるものでないことはいうまでもなく，あくまで客観的な危険が存することを前提としてこれに対する合理的な不安に基づいて慰謝料請求権の正否が判断されるべきである。），かかる主張によっても原告らの請求が基礎付けられるものではない。

キ　原告らが挙げる不安の内容は客観的根拠に基づかない漠然とした不安感を法的保護の対象として求めているものであること

原告らは，「未知性」の因子として，放射線は見たり聞こえたりするものではない，放射線被ばくのリスクにさらされていても，その影響の有無を感じることができない，発がんのような影響は直ちに表れるものではない，施設敷地外の一般市民が大気や食品，水道水中の放射性物質を気にしなければならない事態は初めてであるなどの点を挙げているが，これまで被告東京電力が主張してきたとおりの低線量放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見を踏まえれば，いわき市内の空間放射線量の推移からしても，原告らは客観的・具体的な危険にさらされていたとはいえないものであり，このことは科学的知見に基づいて後日になってであったとしても確認し得るものであるから，本件事故発生当初の時期に感じた不安は，客観的な危険に基づかない，杞憂であったことが判明するという構造を有している。

したがって，このようないわき市内の実情も踏まえれば，被告東京電力が公表している自主的避難等対象者に対する精神的損害等の賠償額は合理的かつ相当であり，これを超える原告らの慰謝料請求権を基礎付けるものではない。

（2）リスク・コミュニケーションに関する原告らの主張について

ア　科学的知見の提供・周知によってもなお不安が解消されない場合があるとしても，かかる不安は客観的根拠を有する合理的な不安であるとはいえないこと

原告らは，自治体による住民の放射性被ばくに対する恐怖心・不安感を軽減する取組みが進展し，放射線被ばくに対する不安も一定の解消に向かっているとの被告東京電力の主張について，リスク・コミュニケーション理論の観点から問題があると主張し，具体的には，科学的知見の提供・周知によって住民がもはや不安に思う必要はない（不安に思うことに合理性は見出せない。）という考え方を「欠如モデル」として，かかる「欠如モデル」では，公衆の恐怖感や不安感は解消されないと主張する（原告ら準備書面（３４）９頁～１５頁）。

しかしながら，一般人のリスク認知においても客観的な情報が考慮されることは前述のとおりであり，この点は時間が経過するに伴いより一層妥当する。そして，被告東京電力準備書面（８）の第６においても述べたとおり，本件事故後においては，放射線と健康影響に関する科学的知見については，福島県内の地元の新聞においても，放射線の健康への影響に関連する多数の報道がなされており，科学的知見の紹介，科学的知見に基づく冷静な対応の呼びかけ及び被ばく線量の実情や専門家の見解等が繰り返し報道されている上，放射線に関する専門機関等からの情報発信もなされ

ているところである（乙Ａ５１ないし乙Ａ５６，乙Ａ５８の１ないし乙Ａ５８の３０）。

また，問題となるのは法的保護に値する客観的な危険に対する合理的な不安感と言い得るかという点であり，客観的根拠に基づかない漠然とした不安感が法的保護に値するものではないことはこれまで詳述したとおりである。この点，中谷内氏も，一般人が低線量被ばくによる健康の影響について，専門家の専門的な科学的な知見を知りたいと考えると証言しており（甲Ａ１６１の４３頁），極めて自然な証言である。また，時間の経過に伴い技術的な内容が徐々に明らかになることにより，一般人の理解が進むことは中谷内氏も認めているところである（同４２頁）。

したがって，本件事故後の状況における低線量被ばくとその健康影響に係る専門的知見が，このように広く情報提供されている中で，その内容では公衆の恐怖心や不安感が解消されないと主張する原告らの主張は，合理的なものであるとも，これにより当該原告に具体的な権利の侵害が生じているとも解することはできない。

イ　地方自治体や専門機関等からの適切な情報提供がなされている中でも解消されない不安をもって客観的な根拠に基づく合理的な不安とはいうことができないこと

また，原告らは，被告国や被告東京電力に対する信頼が低いとして，いくら科学的な根拠や論理に基づいた情報が提供されたとしても，高い信頼は得られず，リスク・コミュニケーションは上手くいかないと主張する（原告ら準備書面（３４）１３頁～１５頁）。

しかしながら，中谷内氏の見解においても，正確な情報の提供に意義があることが否定されているものではない。中谷内氏は，自治体による住民の放射線被ばくに対する不安感を軽減する取組に対し，「実際に自治体は

すごく努力をしてますし，前面に出て住民の人とのコミュニケーションとか説明を頑張ってるという人，個人的にも何人も知ってます。そういう人たちに本当に敬意を表します。実際に取組としては進展してると思います。」と述べ（甲Ａ１６１の２９頁），科学的知見等を住民に説明し，科学的な観点からの不安を払拭する取り組みが自治体によって精力的に行われていること及びそのような取り組みが有意義であることを明らかにしている。

したがって，そのような自治体等による科学的な情報を伝達する努力にかかわらず，これを信用しないなどの各人の判断の結果として不安を抱き続ける住民がいるとしても，そのような不安をもって，客観的な根拠に基づく合理的な不安であるとはいえないのであり，かかる不安をもって慰謝料請求権の発生原因たる法的な権利の侵害に当たると評価することはできない。

また，中谷内氏が挙げる福島原発事故に関与した組織の信頼度の調査において，調査の対象となっている組織は被告東京電力と原子力安全・保安院であり，政府の他の機関や放射線に関する専門機関や大学教授等は対象となっていないところ（甲Ａ１６１の４３頁，５２頁），環境省や厚生労働省などの政府機関，または，ＵＮＳＣＥＡＲなど専門機関や公益社団法人日本医学放射線学会や日本産科婦人科学会等の学会，大学教授，福島県をはじめとする各地方自治体などの低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見に係る知見・見解等については地元紙を含むマスメディア又はインターネットなどの媒体を通じて，数多く情報提供がなされている実情にあり，これらの発信主体の信頼性が低いとはいうことはできない。したがって，このような主体からも多数の情報が提供されている中で，住民に漠然とした不安が残るとしても，かかる不安をもって，法的権利の侵害にあたる客観的な根拠に基づく合理的な不安とはいうことができない。

さらに，上記の組織信頼性の調査については関東と関西の人が回答しているものであり，福島県の人は回答者になっておらず（甲Ａ１６１の５１頁），また，上記のとおり，原子力安全・保安院と被告東京電力は，低線量被ばくと健康影響に関する科学的知見に係る情報の主要な発信主体ではないことを踏まえても，かかる組織信頼性の調査結果に基づいて，福島県内における客観的科学的な知見の周知の問題について論ずること自体が相当ではない。

ウ　アンケート調査の回答者において「不安を感じない」「以前と比べて不安に感じない」と回答している者について，不安の解消がなされていないと断定することはできないこと

原告らは，汚染地域への滞在者に対するアンケートにおいて，滞在者の中に「不安を感じない」「以前と比べて不安に感じない」と回答している人がいることについて，中谷内氏の「認知的な一貫性の原理」の解釈に基づき，前記のような回答をしているからといっても必ずしも不安の解消を意味しているとは限らないと主張する（原告ら準備書面（３４）１８頁）。

しかしながら，そもそも自主的避難等対象区域内の満２～３歳児の母親又は保護者を対象者とするアンケート調査の回答者において「不安を感じない」「以前と比べて不安に感じない」と回答している者について，不安の解消がなされていないなどと断定することはできない。また，中谷内氏のいう「認知的な一貫性の原理」が作用しているか否かを問わず，各種専門機関等からの科学的知見の情報提供や食品摂取に係る政府の規制等を踏まえて，「不安を感じない」と回答するに至っている住民の方の心情については，そのあるがままの心情として受け止めることが相当である。

そして，そのような情報提供がなされている下ですら，漠然とした不安を抱く方がいるとしても，かかる不安をもって，客観的な根拠に基づく具

体的な危険に対する不安であるとはいうことができないことは繰り返し述べたとおりである。

第３　原告ら準備書面（４１）及び（４２）に対する反論

１　原告らの不安に関する主張について

原告らは，精神的損害の根本にあるのは「不安」であり，原告らの不安は，放射性物質により居住地域が汚染され，現在も不安定な本件原発が存在する福島県浜通りの地域内に住み続けざるを得ないことへの「不安」であって，これは一般人・通常人であっても当然に持つ，かつ，到底受忍することができない不安であると主張する（原告ら準備書面（４１）の２～３頁）。

しかしながら，本件訴訟の原告らの精神的損害の請求は，原賠法３条に基づいて，本件事故による放射線に起因する「原子力損害」（核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し，又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう。原賠法２条２項）の賠償を求めるものである以上，原告らの法的に保護された権利利益の侵害の有無及び程度を判断するに当たっては，本件事故によって放出された放射線の作用及びこれによる客観的な健康リスクの程度を起点として，原告らの生命，身体，財産に対して具体的にどの程度の危険が生じていたのかを検討する必要があり，当該放射線の作用による危険と原告らが主張する損害の間に相当因果関係があるかどうかが検討されなければならない。

このことは，本件事故による精神的損害が争点となった東京高等裁判所平成２８年１月１３日判決（乙Ｃ５５）においても，「現在において，１００ミリシーベルト以下の低線量被ばくとがん，白血病等の発症確率の増加との間の因果関係につき生物学的，疫学的な証明はされておらず，低線量被ばくが健康に

与える影響は他の発がん要因との区別が困難であるほど小さいとされている」（１０頁），「具体的危険の存在を捨象した不安感も法的保護の対象となりうると解することは，各人が抱いた不安感のうち，客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねないのであって妥当ではな」いと判示されている（７頁。最高裁において上告棄却，上告受理申立不受理により確定。乙Ｃ５５の１～３）。

また，本件事故による南相馬市の住民（旧緊急時避難準備区域）の精神的損害が争点となった東京高等裁判所平成２８年３月９日判決（乙Ｃ５６の１～２）においても，「多くの市民が何らかの不安を感じていることから直ちに，その不安が合理的な根拠に基づくものであるということはできないし，証拠上，その不安の内容や程度が判然としないことからしても，そういった不安を抱かされたことについて，当然に，被控訴人（引用者注：被告東京電力）に対して，法的な責任を追及することができるとはいえない」，「証拠（略）上，１００ミリシーベルト以下の被ばく線量における放射線の健康に対する影響については，科学的に十分に解明されている訳ではないことが認められるものの，先に判断したとおり，現在の科学的知見等に照らせば，年間２０ミリシーベルトの被ばくですら，それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく，年間１ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできない」から，「当然に，被控訴人（引用者注：被告東京電力）に対して，法的な責任を追及することができるとはいえない」と判示している。

さらに，毎日過酷な現実の騒音被害にさらされている住民原告による損害賠償請求（国賠）事件である大阪国際空港事件に係る最高裁判決（最大判昭和５６年１２月１６日・判例タイムズ４５５号１７１頁）においても，「原判決の判示のうちには，単なる身体的被害発生の可能性ないし危険性そのものを慰藉料請求権の発生原因たる被害と認めているかにみえる箇所があるところ，そのような可能性ないし危険性そのものを直ちに慰藉料請求権の発生原因たるべき

現実の被害にあたるということができないことはいうまでもない」と判示している。

以上のことを踏まえると，法的な精神的損害の有無及び賠償額を検討するに際しては，被害者の主観的事情のみによってではなく，精神的な苦痛が生ずるだけの科学的な根拠及び基礎となる客観的な危険をも踏まえ，一般的・合理的な見地より具体的かつ法的な権利利益の侵害が生じていると評価し得る危険にさらされていると評価できるか，を判断する必要があり，かかる判断にあたっては，客観的にいかなる具体的な危険に対する不安が生じているかについて，あくまで恐怖や不安を生じさせている危険の客観的な程度（科学的知見及び実際の被ばくの状況・程度等）に基づいて，具体的な権利侵害の有無を判断する必要がある。

そして，以下に詳述するとおり，原告らが主張する「不安」については，原告らにおいて具体的に法的権利侵害に当たると認められるものではなく，これによって原告らの慰謝料請求権が基礎付けられるものではない。

2　精神的損害に対する損害評価の不当性に関する原告らの主張について

（1）いわき市（自主的避難等対象区域）の状況等について

原告らは，避難指示区域の内外のわずかな距離の違いだけで，精神的負担に大きな違いが生じるはずはなく，いわき市のような自主的避難等対象区域内の住民の生活圏内にも放射性物質は入ってくるのであって，避難指示区域とその周辺の自主的避難等対象区域における精神的負担（不安）の差異は，相対的なものに過ぎないと主張する（原告ら準備書面（４１）の４～５頁）。

しかしながら，自主的避難等対象区域は，避難指示区域と異なり，避難を余儀なくされた区域ではなく，また，被告東京電力準備書面（１３）において述べたとおり，いわき市の空間放射線量が低減し，いわき合同庁舎では，平成２３年６月以降には年間１ミリシーベルトの時間換算値である毎時０．

２３マイクロシーベルトを下回るに至っており，避難指示の基準とされている年間２０ミリシーベルトを遥かに下回る状況にあったことは明らかであり，かつ，そのような情報は広くいわき市の広報などを通じて住民に情報提供がなされている。

そして，被告東京電力準備書面（８）に記載のとおり，放射線の健康影響に関する国際的にも合意された科学的知見に照らしても，１００ミリシーベルトを下回る放射線被ばくによる健康リスクは，他のリスク要因に隠れてしまうほど小さいものであり，それ自体のリスクを検出・認識することが困難なものであるから，これを大きく下回るいわき市内の空間放射線量に起因する放射線被ばくによって住民の健康に対する具体的な健康被害を及ぼす程度の危険が現に生じていたとはいうことができない。

そして，本件事故後においては，福島県内の地元の新聞においても，放射線の健康への影響に関連する多数の報道がなされており，科学的知見の紹介，科学的知見に基づく冷静な対応の呼びかけ及び被ばく線量の実情や専門家の見解等が繰り返し報道されている上，放射線に関する専門機関等からの情報発信もなされているところであり（乙Ａ５８の１ないし乙Ａ５８の３０，乙Ａ５１ないし乙Ａ５６），実際に，いわき市においては，被告東京電力準備書面（１３）及び同（１４）において述べたとおり，本件事故後においても様々な社会的活動や生活が行われている実情にあり，かつ，大多数の住民は自主的避難をしていない。

いわき市内のタウン情報誌（「タウンマガジンいわき」，乙Ａ９５の１～５）によっても，平成２３年６月ころまでにおいて，いわき市内において多数の飲食店や物販店が営業をしており，多数の高校生や若者がインタビューに答えていわき市での学校生活等に関してこれから頑張ることなどについて回答しており，その他いわき市内での求人活動やエンターテイメント，お祭り等の情報案内等が多数なされており，その後もそのようないわき市内の日

常的・社会的な活動や生活が行われている実情にあることが明らかになっている。

したがって，本件事故による放射線の作用によって，いわき市の住民の法的に保護された権利利益が客観的・具体的に危険にさらされるという状況が生じたとはいえない。

（２）自主的避難等対象区域の一般の大人に対する精神的損害の賠償について

また，原告らは，被告東京電力が，自主避難等対象区域の一般の大人に対しては，本件事故当初の時期（平成２３年４月２２日）までを対象として１人当たり８万円の賠償をしていることについて，裁判実務や放射性物質の半減期が長いことなどからしても，精神的損害の評価として不当であると主張する（原告ら準備書面（４１）の５～６頁）。

しかしながら，以下のとおり，自主的避難等対象区域の大人に対する精神的損害の賠償は，その精神的損害の評価として合理性を有する。

ア　被告東京電力が公表している損害額に合理性があること

原子力損害賠償紛争審査会（以下，「審査会」という）においては，自主的避難等対象者の精神的損害等の損害額を定めるに当たって，平穏生活権の侵害が問題となったこれまでの裁判例を参考としているところ，平成２３年１１月２５日に開催された第１７回審査会では，「慰謝料の金額に係る裁判例について」と題する資料（乙Ｃ１７）が提出され，騒音（空港・近隣騒音），悪臭，煙害等により平穏な生活が侵害された事案の裁判例について検討がなされている。

これらの裁判例は，現実に平穏な生活が侵害された（生命身体的傷害を伴わないものに限る。）事案について，生活妨害を受けたことによる精神的苦痛に対する慰謝料額について判断したものである。自主的避難等対象

区域については，放射線被ばくによる健康被害のリスクについては問題がない水準であり，それゆえに政府によっても避難等の指示の対象となっていないものであり，自主的避難をする心情についてはそのような前提においても生じ得る恐怖や不安であると考えられることから，実際の生活妨害を受けている事案に対する上記裁判例が必ずしも本件にそのまま妥当するということはできないが，いずれの裁判例も，騒音，振動，悪臭，煙害等，その原因や被害の程度は異にするものの，現実の生活妨害を受けたことにより正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料について判断された点では共通しており，上記のような不安や恐怖が問題となる本件においても，参考になり得るものである。

これらの裁判例のうち，一括して賠償額を算定している事案（審査会資料：乙Ｃ１７の番号１１，１２，１４，１９）においては，賠償額は概ね５万円から２０万円程度であり，月額の賠償額を積み上げて算定している事案（同１から７，１０，１３，１５，１６，１８）では，月額２，０００円から月額１万８０００円とされており，中間指針追補の定める賠償基準（大人について８万円，妊婦・子供について４０万円）は，このような裁判例を踏まえても，また，客観的な健康リスクとしては喫煙や肥満，野菜不足よりも小さいとされている年間２０ミリシーベルトを大きく下回る放射線量の地域における精神的損害の評価の問題として，被害者の視点も十分考慮した賠償基準となっている。

そして，このような裁判例も検討した上で，中間指針追補が定めた自主的避難等対象者に対する賠償期間及び賠償額は，上記裁判例における賠償額の月額及び総額と比較しても同等かそれ以上といい得る水準であるから，過去の裁判例の賠償水準に照らしても，中間指針等の定める賠償額は相当かつ合理的である。

また，審査会においては，自主的避難等対象者は，政府による避難指示

に基づいて避難を余儀なくされたものではないことから，避難対象者と同等の額を賠償すべきとはいえないとの共通認識のもと審議を行いつつ，本件事故発生当初の時期（平成２３年４月２２日ころまでの時期を目安とする。乙Ｃ７の１３頁）においては，自らの置かれている状況についての十分な情報がない中で，本件原発の原子炉建屋において水素爆発が発生したことなどから，大量の放射性物質の放出による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱き，その危険を回避しようと考えて避難を選択することも合理的であるとして，一人当たり８万円の損害額を認定している。

そして，屋内退避区域に生活の本拠を有している避難等対象者に対する慰謝料が一人当たり１０万円であるところ（平成２３年３月１１日から屋内退避指示が解除された同年４月２２日までの期間の精神的損害に対応するものである。），自主的避難等対象区域では屋内退避指示等の避難指示が出されていないことにも鑑みれば，自主的避難等対象者（妊婦及び子供を除く。）に対する本件事故発生当初の時期の賠償として８万円という金額は合理性を有するものである。

なお，前述のとおり，大阪国際空港事件上告審判決（最大判昭和５６年１２月１６日・判例タイムズ４５５号１７１頁）においては，大阪国際空港に由来する「相当強度な航空機騒音」に日々曝露されていることを前提として，Ｂ滑走路供用開始の月である昭和４５年２月以降の損害額を月額１万円とし，それ以前の時期については，居住地区に応じて月額３，０００円又は８，０００円との原審の認定について「本件空港に離着陸する航空機の被上告人らの居住する地域に及ぼす騒音等の性質，強度，頻度等が原判決において認定されたようなものである場合において」（判例タイムズ４５５号１７６頁参照）という前提の下で，是認しているのであり，放射線被ばくによる客観的な危険が生じているといえないことを踏まえても，自主的避難等対象者に対する上記のような精神的損害等の賠償額（８万円

又は４８万円）は決して不合理な金額ではない。

なお，原告らは，子供及び妊婦以外の自主的避難等対象者に対して支払われる１人当たり１２万円（８万円の精神的損害等の賠償金及び４万円の実費等の賠償金の合計額）の賠償額のうち，慰謝料に相当するのは４万円であるとしていると主張するが（原告ら準備書面（４１）の６頁），子供及び妊婦以外の自主的避難等対象者に対する包括慰謝料（生活費増加費用等の損害をも合算して定められた精神的損害の賠償額）として，被告東京電力は１人当たり８万円を賠償しているものであるから，これを上回る原告らの慰謝料請求権に理由があるか否かが審理・判断されれば足りるものというべきである。

イ　大人に対する賠償対象期間を本件事故発生当初の時期とすることにも合理性があること

自主的避難等対象区域内の住民の精神的損害の発生という法的な権利侵害の有無を考えるに当たっては，前述のとおり，具体的な危険に基づく根拠のある不安が生じているかどうかが問題となり，低線量被ばくと健康影響に関する国際的に合意されている科学的知見に照らせば，年間２０ミリシーベルトを大きく下回る放射線被ばくへの不安については，客観的な根拠に基づく合理的な不安であるとはいえない。

実際に，福島県の県民調査の結果によっても，福島県内の住民（避難等対象者を含む。）が本件事故後４か月に受けた外部被ばくによる実効線量推計結果としては，６６．３パーセントが１ミリシーベルト未満，９４．９パーセントが２ミリシーベルト未満，９９．３パーセントが３ミリシーベルト未満であったとされており（乙Ａ４８の３頁），健康への具体的な危険が及ぶような状況にはなかったと認められるのであり，また，かかる情報は広く周知されている。

その上で，大人に対する１人当たり８万円の精神的損害等の賠償額が本件事故発生当初の時期を対象としていることについては，中間指針のＱ＆Ａにおいて，①本件事故発生以降，原子力発電所の状況や放射線量に関する情報が行政機関等によって徐々に公表されたこと，②こうした情報をもとに平成２３年４月２２日には屋内退避区域が解除され，緊急時避難準備区域及び計画的避難区域の範囲が示され，これによって政府による避難指示等の対象区域が概ね確定したこと，③したがって，その頃以降は，自らの置かれている状況について十分な情報がない時期とは言い難いと考えられることから，概ね本件事故発生から平成２３年４月２２日頃までの時期が目安になるとの考え方が示されている（乙Ｃ７の１３頁，問１１）。

このように，避難指示等対象区域外における空間放射線量は避難を要する程度のものではなく，それゆえに政府による避難指示の対象とされておらず，放射線被ばくによる客観的な危険の程度を勘案しても，精神的損害が認められる対象期間をそのような科学的な知見を含めて「自らの置かれている状況について十分な情報がない」時期とすることには合理性が認められるものである。

ウ　その他，被告東京電力の公表している慰謝料額の水準の合理性を基礎付ける事情について

さらに，被告東京電力は，原賠法１８条２項１号に基づく原子力損害賠償紛争審査会の下に設置された原子力損害賠償紛争解決センター（ＡＤＲ）における和解仲介手続における和解において，中間指針追補等に基づく自主的避難等対象者に対する慰謝料額に基づいて（８万円と４０万円についてはそれぞれその半額をもって精神的損害額に充当しているという実務となっている。），多数の方々との間で合意に至っており，中間指針等は本件事故の賠償規範として既に定着している実情にある。

また，福島地裁いわき支部平成２６年９月１０日判決は，いわき市（自主的避難等対象区域）に居住していた原告が本件事故により横浜市に自主的避難をした事案において，中間指針追補に基づく精神的損害（自主的避難等対象者に対する賠償額８万円のうちの半額である４万円を精神的損害の賠償金に相当するものと認定。支払い済み。）を超える慰謝料を認めることはできないとして，請求を棄却している（乙Ｃ５７の１，同控訴審判決仙台高裁平成２７年１月２１日もこれに同旨（乙Ｃ５７の２），確定）。

こうした実情は，中間指針等に定める自主的避難等対象者に係る賠償基準が，裁判上の解決規範としても十分に合理性・相当性を有することを明確に基礎付けるものである。

さらに，騒音訴訟，公害訴訟，じん肺訴訟等の集団訴訟では，裁判所は一定の基準を決めて精神的損害を認定し，被害当事者間における公平を確保しているのであり，本件のように被害者が極めて多数に上る損害賠償請求事件にあっても同様の手法を用いることが相当であり，中間指針追補等に基づく自主的避難等対象者への賠償額の指針は，そのようなこれまでの裁判実務をも踏まえたもの（先取りするもの）と評価できる。そして，その賠償水準についても，過去の裁判例等も踏まえて審査会における法律家等の専門家委員による慎重な審議を経て合理性のあるものとして定められているのであり，かかる中間指針等の賠償基準は裁判上も十分に尊重されるべき実質を有する。

３　「不安」の評価根拠事実に関する原告らの主張について

（１）いわき市と同じ経済圏・文化圏である「浜通り」内の事故であることに関する原告らの主張について

ア　原告らは，アンケート調査を引用し，いわき市の経済圏や文化圏は，本件原発が存在する福島県浜通りという同一地域内に存在しており，いわき

市は強制避難区域と隣接している地域であるところ，浜通りからの自主的避難者数は，中通りや会津地方に比べて極端に高く，単純に本件原発からの距離によって不安が解消されるものではないと主張するが（原告ら準備書面（４１）の６～７頁），以下に述べるとおり，本件事故当時いわき市に居住していた原告らについて，客観的かつ具体的な危険が生じていたと認めることはできない。

イ　原告らは，とうほう地域総合研究所が行ったアンケート調査（甲Ａ１５１）に基づき，同じ浜通りに位置するいわき市や相馬市からの自主的避難者は，住民の約７割にのぼるのに対し，県北地域では３８．７パーセントにとどまることから，本件原発からの距離や地域的一体性等もあり，浜通りからの自主的避難者は，中通りや会津地方に比べて極端に多かったと主張する（原告ら準備書面（４１）の７頁）。

しかしながら，上記アンケートは，福島県内居住者のうち，わずか７６５人（回答者は５１５人）を対象としたものにすぎず，一部の者に限られていることから，同アンケートの結果を，一般化することはできない。

また，かかるアンケートを踏まえても，同アンケートを実施した平成２４年５月時点における「居住地別の自主避難状況」（甲Ａ１５１の７頁）をみると，浜通りの地域の中でも，相双地域で自主避難をしていると回答した割合（１６．７％）に比べて，いわき地域で自主避難をしていると回答した割合は６．９パーセントと，相双地域の約３分の１にとどまっている。

さらに，「今まで誰も自主避難していないし，今後もしない」と回答している回答者も，いわき地域（２４．１％）と相双地域（１０．０％）では２倍以上の差が生じている（甲Ａ１５１の１０頁）。

そして「自主避難していない理由」をみても，「自主避難するほどの放

射線量ではない」と回答しているのは，いわき地域が４６．３パーセントであるのに対し，相双地域は２５．０パーセントにとどまっており（甲Ａ１５１の１３頁），浜通り地域全体について全く同じ状況にあるものではなく，いわき市については，本件原発から一定程度離れていることから，他の浜通り地域とに差異が認められる。

ウ　また，原告らは，本件原発が現在も不安定な状態にあることから，自然災害が起こるたびに，住民を不安にさせていると主張するが（原告ら準備書面（４１）の７頁），原子力災害対策本部は，平成２３年１２月１６日，本件原発の原子炉は「冷温停止状態」に達し，不測の事態が発生した場合も敷地境界における被ばく線量が十分低い状態を維持することができるようになったため，安定状態を達成し，発電所の事故そのものは収束に至ったとされている（乙Ａ２９）。また，本件原発の１号機ないし４号機原子炉建屋からの放出による敷地境界上の被ばく線量は平成２４年２月時点で年間０．０３ミリシーベルト（日本における平均の自然放射線による年間被ばく線量は約２．１ミリシーベルトであり，これの約７０分の１に相当する。）にとどまっている（乙Ａ１０６の４頁）。

このように本件原発の状況によって，原告らの生命・身体に対して具体的な危険が生じている状況にあるとは全くいえない。

エ　さらに，原告らは，汚染水漏れ問題があり，魚介類を通じた内部被ばくへの不安を住民は常に抱え続けていると主張する（原告ら準備書面（４１）の７頁）。

しかしながら，被告東京電力準備書面（８）においても述べたとおり，内部被ばくに関する科学的知見，政府による出荷制限等の措置の内容，そのような状況で住民らに生じた内部被ばくの程度，内部被ばくのリスクに

ついての周知・広報の状況等も踏まえれば，市場に出回っている水産物等を原告らの本件事故時の住所地周辺で入手して摂取することが危険であるという状況にあったとは到底認められず，ほとんどの自主的避難等対象者が避難しない中で，地元のスーパー等において食物が購入されており，摂取されているのである。

また，被告東京電力が平成２５年７月２２日に公表した，汚染された地下水が港湾内に流出した件について，経済産業省資源エネルギー庁は，同年９月３日，「放射性物質濃度の大きな変動は港湾内（０．３ｋ㎡）のプラント付近に限られており，港湾の境界付近ではほぼ検出限界値未満レベル（高くてもＢｑ／Ｌ）であることが多く，沖合での測定結果にも有意な変動は見られないなど，港湾外において影響はほとんど見られていない。」との見解を公表している。また，被告東電が同年８月１９日に公表した汚染水貯留タンク周辺に設置されている堰の排水弁から水が堰外に出ていることを確認したことについては，経済産業省資源エネルギー庁は，同年９月３日，「海につながる側溝の大部分は汚染されておらず，側溝を通じて汚染水が海へ流出した可能性は現時点では低いと考えられる。」との見解を公表しているところである。（以上，乙Ａ９６）

そして，平成２９年７月１７日から２５日にかけて行った海水モニタリングにおいては，シルトフェンス外側の港湾内における全ての測定地点において世界保健機関（ＷＨＯ）の飲料水ガイドラインの基準値を下回っており，湾口外の港湾口北東側（沖合１キロメートル），北防波堤北側（沖合０．５キロメートル），港湾口東側（沖合１キロメートル），港湾口，港湾口南東側（沖合１キロメートル），南防波堤南側（沖合０．５キロメートル）の全ての地点では検出限界値を下回っているという状況にある（乙Ａ９７の９～１０枚目）。

したがって，本件原発から放出される水によって，原告らの生命・身体

に対して具体的な危険が生じている状況にあるとは全くいえない。

（２）いわき市の自主的避難者の数に関する原告らの主張について

原告らは，いわき市民３４万人のうち約６割が避難を選択しているのであって，自主的避難者数が１万５３７７人であるはずはないと主張する（原告ら準備書面（４１）の７～８頁）。

しかしながら，原告らが引用するいわき市が行ったアンケートによれば，いわき市民のうち回答しているのは１１５６名（甲Ａ２７６の３頁）と，一部の者に限られているから，同アンケート結果を一般化することはできない。また，乙Ｃ第１５号証の３頁をみても，いわき市の自主的避難者数（１万５３７７人）について，県内避難者のみを表すとの記載はなく，また，その点を措くとしても，福島県民の自主的避難者数は平成２３年９月時点で県内外合わせて合計５万０３２７人であり（乙Ｃ１５の２頁），いわき市だけで約２０万人もの住民が避難したとする原告らの主張は何ら根拠がなく，失当である。

（３）避難実行・避難継続者の存在は，滞在者の「不安」と表裏の関係にあるという原告らの主張について

原告らは，放射性物質の不安から逃れるため，いわき市の多くの住民が自主的避難を実行せざるを得なかったところ，いわき市において，本件事故直後の初期段階の自主的避難実行者は約６割に上り，また，平成２６年末においても，いわき市からの自主的避難者で仮設住宅を利用している世帯数は，中通りに位置する福島市や郡山市等からの避難世帯数と比べても決して少なくはなく，これだけの避難者が存在していることから不安は解消されておらず，県外への自主的避難者が現在も相当数存在することは滞在者の不安の存在と表裏の関係にあると主張する（原告ら準備書面（４１）の８～９頁）。

しかしながら，前述のとおり，いわき市住民の６割が本件事故直後の時期に自主的に避難をしたとは認められない。

また，平成２６年末においていわき市からの自主的避難によって仮設住宅を利用している世帯数は１１９４世帯と，平成２６年度におけるいわき市の世帯数（１３万００３９世帯。乙Ａ９８）のわずか０．９２パーセントにとどまる。

（４）側溝の土砂問題に関する原告らの主張について

原告らは，本件事故後，中間貯蔵施設の完成の目途が立っていないことから，いわき市が自主財源で側溝汚泥を撤去するまでは，放射性物質を含む汚泥を運び，処分することができなかったため，５年半以上もの間，いわき市の住民は，側溝汚泥の放射性物質のために，生活に不安を抱えており，特にいわき市内の子供自身の行動を制限し，子供をもつ家族に対し多大な精神的負担をかけ続けたと主張する（原告ら準備書面（４１）の９～１０頁）。

しかしながら，原子力損害の賠償を求める本件訴訟においては，「放射線の作用による損害」が問題となるのであり，そして，この点については，結局のところ，放射性物質の存在それ自体ではなく，放射性物質から放出される放射線によって人体にどのような健康影響が生ずるかという点を評価する尺度となる空間放射線量（単位はマイクロシーベルト）の実情（放射線の作用）に基づいて，健康被害の危険性が評価判断されなければならない。そして，この点については，被告東京電力準備書面（１３）において述べているとおり，原告らの本件事故時の住所地周辺においては土壌中の放射性物質その他に起因する空間放射線量が年間２０ミリシーベルトを大きく下回っているだけでなく，概ね年間１ミリシーベルト又はこれすら下回っているという実情にあり，健康上問題となるものではない水準となっており，原告らの本件事故時の住所地においては，社会的活動や生活が通常に行われている実情

にあることは周知の事実である。

したがって，このような住民の健康に対する評価尺度となる放射線量をことさら無視して，側溝汚泥に放射性物質が存在すること自体によって原告らの法的に保護された権利利益が侵害され，慰謝料請求権を基礎付けられるかのような原告らの主張は失当である。

（５）海の汚染問題に関する原告らの主張について

原告らは，福島県の沖合は，親潮と黒潮が交わる好漁場として，獲れる魚は「常磐もの」として知られていたところ，本件事故後，沿岸性魚種については，現在も基準値を超える放射性物質が検出されており，安全性が確認されていないとの認識の下で，漁業者自らの判断により操業を自粛し，試験操業のみを行っており，また，平成２３年４月以降，福島県が行っている魚介類の放射性物質のモニタリング調査結果によればいわき市沖では相当な汚染が認められているなどしており，いわき市民の多くが，海の汚染のために，以前は楽しんでいた釣り等の行動を制約せざるを得ず，また，「常磐もの」という地場産の魚のブランド力を下げ，今後の将来の見通しという意味でも不安にさらされているなどと主張する（原告ら準備書面（４１）の１０～１１頁）。

しかしながら，被告東京電力準備書面（１４）において述べたとおり，多数の海産魚介類について出荷制限指示が解除されており（乙Ａ７１），いわき市においても，平成２２年には最も水揚量が多く，いわき市の水揚量の過半数を占めている小名浜港，それに次いで水揚量が多い中之作港においては，水揚げが再開されているのであって（乙Ａ７３），客観的に釣り等ができないという制約が生じているともいえない。

また，そのような操業自粛や出荷制限及び風評によって生じた漁業者や水産業者における営業上の損害については，本件訴訟の請求内容とは別個に，

本件事故とその相当因果関係が認められる限りにおいて賠償の対象となるものであり，別途填補されるものである。

したがって，原告らの上記主張によっても，原告ら各人の慰謝料請求権が基礎付けられるとはいえない。

（６）汚染水問題に関する原告らの主張について

原告らは，環境中に汚染水を流出させているトラブルが頻発していることや，今後も被告東京電力が，汚染水を処理するためにトリチウムの大量海洋放出することを検討していること等が，滞在するいわき市民を不安にさせていると主張する（原告ら準備書面（４１）の１１頁）。

しかしながら，被告東京電力が平成２５年７月２２日に公表した，汚染された地下水が港湾内に流出した件について，経済産業省資源エネルギー庁は，同年９月３日，「放射性物質濃度の大きな変動は港湾内（０．３ｋ㎡）のプラント付近に限られており，港湾の境界付近ではほぼ検出限界値未満レベル（高くてＢｑ/Ｌ）であることが多く，沖合での測定結果にも有意な変動は見られないなど，港湾外において影響はほとんど見られていない。」との見解を公表している。また，被告東京電力が同年８月１９日に公表した汚染水貯留タンク周辺に設置されている堰の排水弁から水が堰外に出ていることを確認したことについては，経済産業省資源エネルギー庁は，同年９月３日，「海につながる側溝の大部分は汚染されておらず，側溝を通じて汚染水が海へ流出した可能性は現時点では低いと考えられる。」との見解を公表しているところである。（以上，乙Ａ９６）

また，平成２９年７月１７日から２５日にかけて行った海水モニタリングにおいては，シルトフェンス外側の港湾内における全ての測定地点において世界保健機関（ＷＨＯ）の飲料水ガイドラインの基準値を下回っており，湾口外の港湾口北東側（沖合１キロメートル），北防波堤北側（沖合０．５キ

ロメートル），港湾口東側（沖合１キロメートル），港湾口，港湾口南東側（沖合１キロメートル），南防波堤南側（沖合０．５キロメートル）の全ての地点では検出限界値を下回っているという状況にある（乙Ａ９７の９～１０枚目）。

したがって，原告らの本件事故時の住所地での生活者に対して客観的かつ具体的な危険を生じさせるような状態にはない。

（７）山林の汚染とキノコ・山菜の出荷制限等に関する原告らの主張について

原告らは，キノコや山菜については放射性物質検査の結果，基準値（１００Ｂｑ／ｋｇ）を超えたものについて出荷制限されているところ，平成２８年６月２４日時点において，いわき市でも，原木なめこ（露地栽培），野生きのこ，たけのこ等が出荷制限・出荷自粛となっており，いわき市の豊かな山の恵みを享受していた市民は，その行動の自由が制限され，不安が付きまとい，山歩きやキノコ狩り等が事実上できない状態にあると主張する（原告ら準備書面（４１）の１１～１２頁）。

しかしながら，被告東京電力準備書面（１４）において述べたとおり，いわき市の林産物の生産量は，本件事故後は若干減少したものの，その後回復傾向にあり，また，原告らの居住地付近の山の空間放射線量等も明らかではなく，山歩き等ができないという制約が生じているともいえず，実際に山歩きは可能であると解される。

したがって，原告らの上記主張によっても，原告らの法的に保護された権利利益が侵害されているとは認められず，原告らの慰謝料請求が基礎付けられるものではない。

（８）生物の異常報告問題に関する原告らの主張について

原告らは，福島県の動植物に異常が見られるのではないかとの指摘があり，

そのような報道のたびに，滞在者は放射性物質の生態的・遺伝的な不安を感じ，精神的な苦痛を受けてきたと主張する（原告ら準備書面（４１）の１２頁）。

しかしながら，いわき市における空間放射線量の推移や放射線の科学的知見等を踏まえると，いわき市民の健康に対する具体的な被害を及ぼす客観的なおそれがあるものではなく，上記主張によっても，客観的な根拠に基づいて原告らの法的に保護された権利の侵害が生じているとは認められないから，原告らの上記主張も原告らの慰謝料請求を基礎付ける事情にはあたらない。

（９）甲状腺がんの問題に関する原告らの主張について

原告らは，本件事故後，甲状腺がんやその疑いの子どもが，県民健康調査の一巡目及び二巡目を合わせると，延べ１７４人も見られており，いわき市でも２９名の子どもに小児甲状腺がん及びその疑いの結果が出ていることから住民の不安は大きく，また，甲状腺がんの数について専門家においても論争があることが，滞在者の不安を強めていると主張する（原告ら準備書面（４１）の１２頁）。

しかしながら，「第４　原告ら準備書面（４３）に対する反論」で述べるとおり，本件事故によって福島県で甲状腺がんが多発しているとは認められず，いわき市内に滞在することによって甲状腺がんに罹患するとの不安をもって医学的にも根拠のある合理的な不安であると評価することはできず，原告らの慰謝料請求を基礎付ける事情にはあたらない。

（１０）除染が不十分であることに関する原告らの主張について

ア　原告らの主張

原告らは，原告ら準備書面（４２）において，国や行政が進める除染政策に基づく除染は，十分な効果を上げることができない状態で，行政の除

染計画に従って除染の実施も遅れている状況にあり，また，除染によって生じる大量の廃棄物を最終的に処分するための仕組みが確立されていないばかりか，当面の間その廃棄物を安全に保管する場所を確保することができていない状況にあるから，本件事故による追加被ばくのおそれがあり，これが日々放射線被ばくの不安に苛まれる原因になっていると主張する。

しかしながら，以下に述べるとおり，いわき市における除染状況，空間放射線量の推移，追加被ばく線量等からすると，原告らの生命身体に放射線による具体的な危険が生じているという状況は認められない。

イ　原告らが主張する除染方法について

原告らは，放射性物質の遮へいについて，「放射能に汚染された土壌を除染する最も一般的な方法として，汚染の著しい表土と汚染の比較的少ない下層の土を入れ替えることが頻繁に行われている」と主張するが（原告ら準備書面（４２）の３頁），いわき市は土壌の住宅・宅地等の除染方法として，表土除去の方法をとっている（乙Ｃ３８の１４頁）。

また，放射性物質を遠ざけることについて，除去土壌等を現場保管することが一般的となっており，現状は放射性物質が生活圏から遠ざけられているとはいいがたい，除染によって放射性物質自体がなくなるわけではないと主張するが（原告ら準備書面（４２）の４頁），後述のとおり，現場保管による場合でも安全が確保される措置がとられているのであり，また除去土壌等を現場保管等することについても空間放射線量は上昇することはないとされており（丙Ａ１５５の４７頁），実際にいわき市内の空間放射線量が除去土壌等の現場保管ゆえに健康に影響を及ぼす程度に上昇しているなどという事実は認められない。

したがって，原告らの上記主張も原告らの慰謝料請求を基礎付ける事情にはあたらない。

ウ　住宅の除染について

原告らは，いわき市が行っている住宅の除染のうち，多くが事前のモニタリング調査の結果，毎時０．２３マイクロシーベルトを下回る住宅について除染作業の必要がないと判断し，調査のみで終了されたことについて，毎時０．２３マイクロシーベルト以下に除染しても，年間追加被ばく線量は年間１ミリシーベルト以下に抑える効果は期待できないことから，実質的には調査のみで終了というのは，住宅の放射能汚染に対して何もせずに放置するという判断に等しいと主張する（原告ら準備書面（４２）の９～１２頁）。

しかしながら，自主的避難等対象区域に本件事故当時住所があった原告らについて，その区域の除染の状況，放射線量の状況等については，被告東京電力準備書面（１３）において詳しく述べたとおりであり，平成２８年６月末時点においては，公共施設，住宅，農地（水田，畑地，樹園地，牧草地含む）及び森林については除染発注数とほぼ同数について除染が実施されているか，あるいは調査にて終了（事前のモニタリングの結果により，除染作業が必要ないと判断された）している（乙Ｃ４１）。そして，被告東京電力準備書面（８）の第５（２８頁以下）において述べたとおり，福島県が実施している外部被ばくに係る「県民健康管理調査」の全県調査においては，いわき地区では，９９パーセント以上が１ミリシーベルト未満となっており（乙Ａ４８），また，福島県が実施したホールボディカウンターによる内部被ばくの調査結果においても，１ミリシーベルト未満の方が９９．９パーセントを占めていたとのことであるから（乙Ａ４９），「年間追加被ばく線量は年間１ミリシーベルト以下に抑える効果は期待できない」という原告らの主張には全く根拠がない。

いわき市内の空間放射線量は政府による避難指示の基準である年間２０

ミリシーベルト（時間換算で３．８マイクロシーベルト／時）を大きく下回っており，低線量被ばくの健康影響に係る国際的に合意された科学的知見に照らしても，本件事故以降，これらの区域において居住・滞在することにより，原告らの生命身体に放射線による具体的な危険が生じているという状況には全くないのである。

したがって，除染の状況を理由として，自主的避難等対象者である原告らについて，被告東京電力が公表している精神的損害等の賠償額を超えて，本件事故と相当因果関係を有する精神的損害等が生じているとの原告らの主張はいずれも失当である。

なお，原告らは，一部の原告の自宅の放射線量を指摘し，環境省のいう建物の遮へい効果の想定について論難しているが，屋内の遮へい効果については，住宅建材による遮へい効果が確認されているところであるから（丙Ａ１５５の１６頁），かかる主張も失当である。

エ　道路の除染について

原告らは，道路については除去土壌の現場保管ができず，仮置場確保にも難航しているため，除染の進捗状況が遅くなっていると主張する（原告ら準備書面（４２）の１２～１３頁）。

しかしながら，平成２９年２月末時点における道路の除染の進捗状況をみると，除染発注数とほぼ同数について除染が実施されているか，あるいは調査にて終了しているため（乙Ａ９９），除染作業の必要がないと判断されたものが多数を占めており，現場保管等ができずに除染の進捗状況が遅くなっている状況にはない。

オ　仮置場の確保の難航と現場保管の横行に関する原告らの主張について

原告らは，仮置場の確保が難航しており，また，現場保管が圧倒的な数

で増えていることから，住宅等の敷地等から出た除去土壌等の現場保管を余儀なくされている状況にあり，また，現場保管での管理も極めて不十分な管理であって，放射性物質を住宅等の側の除染箇所に放置しているのに等しいと主張する（原告ら準備書面（４２）の７～９頁，１３～１６頁）。

しかしながら，以下のとおり，仮置場での保管や現場保管による管理は，安全が確保されるような措置がとられている。

なお，原告らは，学校施設に除去土壌等が現場保管されていると主張するが，平成２８年度以降，学校施設に現場保管されている除染土壌等は搬出作業が実施されている（乙Ａ１００）。

（ア）仮置場での保管

除染等の工事によって取り除いた土壌，汚泥，草木等については，フレキシブルコンテナや大型土のう等に詰めた上で，市町村の協力を得て決定した場所（仮置場）の保管で３年程度一時的に保管することが予定されている。

この仮置場では，汚染土壌等を詰めたフレキシブルコンテナ等は，水を通さない層（防水シート）の上に置かれ，その上部を防水シート等で覆うことにより，土壌等の飛散・流出を防ぐとともに，雨水等の流入と地下水の汚染を防止するものとされている。また，フレキシブルコンテナ等は，汚染されていない山砂等を入れた遮蔽土のうで囲む等の方法によって放射線が遮られ（厚さ３０センチメートルの土で覆うと，約９８パーセントの放射線を遮蔽することができるとされている。乙Ａ１０３の４頁），これらの安全対策を通じて，保管場所の敷地境界での放射線量を周辺と同程度まで下げるものとされている。

さらに，仮置場は，居住地域からの距離を十分に確保した上で，柵等を設置し，人が誤って仮置場に近づかないような対策が講じられる。

仮置場の設置後は，定期的に敷地境界での空間線量率や地下水の放射性物質濃度の測定が行われ，異常が発見された場合には原因を究明の上，速やかに補修等の対策が講じられるものとされている。

汚染土壌等は，このように仮置場で３年程度安全に保管された後，中間貯蔵施設に搬入されて，減容化等が行われた上で，安全に保管され，３０年以内に県外の最終処分施設へ搬出される予定である。また，仮置場の跡地においては，汚染が残っていないことが確認される。（以上，乙Ａ１０１～１０３）

（イ）除染現場での保管

除染により生じた汚染土壌等について，仮置場等の搬出先が決まるまでの間，一時的に除染現場での保管が行われることがあり（現場保管），このような場合にも，以下のとおりの安全確保のための措置が講じられるものとされている（乙Ａ１０４）。

- 取り除いた土等をフレキシブルコンテナ等の容器に入れる。
- フレキシブルコンテナ等を置く場所を整え，防水シート等を敷いて現場保管場所を準備する。
- フレキシブルコンテナ等を現場保管場所に設置し，土で覆うなどの遮蔽措置を採ったり，遮水シートで覆ってシートの端を留めるなどの措置を採り（ただし，フレキシブルコンテナ等の容器に防水性がある場合は防水シートを使用しないことがある。），空間線量率を測定して安全の確認を行う。
- 仮置場等の搬出先が決まった場合には，搬出し，現場を元の状態に戻す。

また，すでに述べたとおり，原子力損害は「放射線の作用による損害」

をいうものであり，本件事故由来の放射性物質から放出される放射線によって原告らの健康等にいかなる危険が生じており，これに基づく相当因果関係のある損害が認められるかどうかが，本件訴訟の争点となるところ，いわき市の空間放射線量の推移や追加被ばく線量の状況等は前述のとおりであり，原告らの健康に影響を及ぼす程度のものではなく，いわき市内においてはほとんどの住民は避難せず，現に広く社会活動が行われている。

この点に関連する裁判例として，産業廃棄物による土壌汚染等による人格権侵害に基づく慰謝料請求権の有無が問題となった岡山地方裁判所平成１４年１月１５日判決（裁判所ホームページ所収）においては，以下のとおり説示されている。

「原告らは，被告Ａが本件土地内に産業廃棄物（焼却灰を含む。）を大量に堆積することによって，重金属類や腐敗性有機物による土壌汚染及び水質汚濁を引き起こし，原告らの居住集落における生活環境を悪化させたものであり，原告らの快適な生活を営むことを内容とする人格権を侵害する不法行為が成立する旨主張するところ，有害物質等の排出による土壌，地上水・地下水，大気の汚染による生活環境の侵害を内容する不法行為の成否については，単に汚染原因物質の排出が法令に定める行政規制に違反するというだけでは足りず，当該規制違反行為の態様，これによって侵害を受ける権利その他の法的利益の性質及び内容，その侵害の程度，とりわけ，侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況，その間に採られた被害防止に関する措置の有無及びその内容，効果等諸般の事情を総合的に考察して，権利その他の法的利益が侵害されているといえるか否か，これが肯定されるとしても，当該被害が一般社会生活上受忍すべき限度を超えているといえるか否かを判断することが必要であり（なお，最高裁判所平成元年(オ)第１６８２号平成６年３月２４日第１小法廷判決・判例時報１５０１号９６頁参照），この見地から，前記不法行為の成立を肯定するため

には，原告らの生活空間における当該有害物質による汚染の状況等からみて本件土地における汚染原因物質の排出が原告らに対し現に何らかの健康被害を与えているか，そうでないとしても，生活環境の顕著な悪化をもたらしているため原告らにおいて健康被害を受ける危険が差し迫っている状態にあることを要するというべきである。」と説示している（下線部は被告東京電力代理人による。）。

このような裁判例の判断枠組みからしても，本件訴訟において原告らが主張する除去土壌等に起因する慰謝料請求の成否に当たっては，単に土壌中に放射性物質が存在するということだけでは足りず，それによって，原告らの健康に対して何らかの具体的な健康被害を生じさせているか又はそのようなおそれが生じており，差し迫った危険が生じていると認められるかどうか，という点が問題となるというべきである。

そして，この観点からは，結局のところ，放射性物質の存在それ自体ではなく，それによって人体にどのような健康影響が生ずるかという点を評価する尺度となる空間放射線量(マイクロシーベルト)の実情に基づいて，住民に対する健康被害の危険が評価判断されなければならないのであり，そして，この点については，繰り返し述べているとおり，いわき市内においては土壌中の放射性物質その他に起因する空間放射線量が年間２０ミリシーベルトを大きく下回っているだけでなく，概ね年間１ミリシーベルト又はこれすら下回っているという実情にあり，これは健康上問題となるものではない水準であり，いわき市内の住民に対する具体的な権利侵害を生ぜしめるものでもない。

４　小括

以上のとおり，いわき市において，原告らの法的に保護された権利利益が具体的に侵害されている状況にはなく，被告東京電力が公表している精神的損害

の賠償金額を超える慰謝料請求は認められない。

第４　原告ら準備書面（４３）に対する反論

１　はじめに

原告らは，原告ら準備書面（４３）において，いわき市民における放射性ヨウ素による被ばくの実態及び甲状腺がんの現状を踏まえて，いわき市民が相当量の甲状腺被ばくを受けた可能性が否定できず，放射線の影響が徐々に甲状腺に出始めているかもしれないと解釈できてしまう県民健康調査のデータが存在するなどとして，原告らが抱く不安が合理的なものであると主張する。

しかしながら，以下のとおり，原告らの主張は具体的な根拠を欠くものであり，原告らが主張する放射線被ばく等に対する漠然とした不安は，その法的な権利利益に対する具体的な危険に対するものであるとは評価し得ない。

以下において詳述する。

２　原告らの主張に対する反論

（１）福島県及びいわき市における甲状腺検査等について

原告らは，実際に行われた被災住民の被ばく調査は，遅すぎかつ少なすぎるものであったなどと主張する（原告ら準備書面（４３）の５～６頁）。

しかしながら，被告東京電力準備書面（８）２８頁以下で詳述したとおり，本件事故による福島県内の被ばく状況については，以下のとおり，適切な調査がなされている。

ア　まず，外部被ばくについて，福島県が実施している「県民健康管理調査」の先行調査地域（川俣町（山木屋地区），浪江町，飯舘村）の住民のうち，１５８９名（放射線業務従事者を除く。）の事故後４ヶ月間の累積外部被ば

く線量を実際の行動記録に基づき推計され，１ミリシーベルト未満が９９８名（６２．８％），５ミリシーベルト未満が累計で１５４７名（９７．４％），１０ミリシーベルト未満が累計で１５８５名（９９．７％），１０ミリシーベルト超は４名で，最大は１４．５ミリシーベルト（１名）となっている（乙Ａ３７の１４頁）。

また，同調査の全県調査では，全県民のうち４６万０４０８人（放射線業務従事経験者を除く。）の推計結果は，県北・県中地区では９０％以上が２ミリシーベルト未満となり，県南地区では約９１％，会津・南会津地区では９９％以上，相双地区では約７８％，いわき地区では９９％以上が１ミリシーベルト未満となっており，上記の先行調査と同様の結果であった（乙Ａ４８）。

イ　次に，内部被ばくについて，福島県が行っているホールボディカウンターによる測定では，６６０８人のうちセシウム１３４及びセシウム１３７による預託実効線量（体内に放射性物質を摂取後の内部被ばくの実効線量）が１ミリシーベルト以下の方が９９．７％を占め，１ミリシーベルト以上の方は０．３％，最大でも３．５ミリシーベルト未満となっている（乙Ａ３７の１４頁）。

なお，福島県が平成２３年６月２７日から平成２５年１２月３１日までに行ったホールボディカウンターによる内部被ばく検査では，１ミリシーベルト未満の方が９９．９％を占めており，全員，健康に害が及ぶ数値ではなかったとされている（乙Ａ４９）。

ウ　このように，「県民健康管理調査」や内部被ばく調査等は適切になされており，原告らの主張には理由がない

（２）いわき市におけるヨウ素１３１の検出状況について

原告らは，茨城県東海村の日本原子力研究開発機構における大気中ヨウ素１３１の濃度測定の結果を指摘し，仮に２～３倍程度の不確実性を考慮すると，呼吸による甲状腺被ばく量のヨウ素１３１の寄与が数ｍＳｖから４０ｍＳｖ程度であったと推定される，また，食品摂取においてもヨウ素１３１について相当量の甲状腺被ばくを否定できないなどと主張する（原告ら準備書面（４３）の５～７頁）。

しかしながら，原告らの主張は，いわき市内における具体的な大気中ヨウ素の濃度や食品摂取における具体的な要素１３１による被ばくについて言及するものではなく，客観的根拠を伴わない主張である。

むしろ，いわき市においては，例えば，広報いわき平成２３年４月１８日臨時号（平成２３年４月１８日発行。乙Ｃ３１の１）では，「原子力災害現地対策本部が実施している飲料水モニタリング検査の結果は，４月１１日現在，市内９箇所で採水した水道水の全てで放射性ヨウ素，放射性セシウムは検出されていません。これらの測定結果から，本市の水道水は，１歳未満の乳児を含めた全ての方に飲んでいただいても問題ありません。なお，飲料水のモニタリング検査は，福島県いわき合同庁舎と上野原浄水場では毎日，市内７箇所の浄水場では２日ごとに実施しています。」と説明されており，平成２３年４月１１日時点でいわき市内９箇所で採水した水道水の全てで放射性ヨウ素が検出されていないことが周知されている。また，それ以降も，いわき市は，ヨウ素の検出状況について説明を続け，繰り返し，健康に影響を与えるものではないことを周知している（被告東京電力準備書面（１３）１２頁以下を参照）。

また，原告らが，食品摂取において放射性物質を体内に取り込み，内部被ばくしてしまうのではないかという不安を抱えているとの主張については，本件事故後において，福島県内で流通している食品の安全性は確保されてお

り，かつそのことは厚生労働省や地方自治体等によって広く周知されている実情にあるから（詳細は被告東京電力準備書面（１７）９頁以下を参照），かかる事情の下において，原告らが福島県内で流通している食品の安全性に対する不安を仮に抱いていたとしても，合理的・科学的な根拠に基づくものとはいうことができず，かかる不安をもって，原告らの法的な権利侵害に当たるということもできない。

なお，放射線の健康影響に関する国際的な科学的知見の内容の報道，周知の状況については，被告準備書面（８）３１頁以下の「第６　放射線の健康影響に関する科学的知見に関する報道・周知の状況」において整理して主張したとおりである。

（３）甲状腺に関する県民健康調査の報告による放射線の影響の懸念について

原告らは，いわき市における県民健康調査の結果について，いわき市において，児童の甲状腺の結節やのう胞が成長しているとみることも不可能ではない，いわき市民からすれば，放射性ヨウ素被ばくにより徐々に甲状腺へ影響がでてきていると考えたとしてもやむを得ないなどと主張する（原告ら準備書面（４３）の７～９頁）。

しかしながら，被告東京電力準備書面（８）の２８頁以下において述べたとおり，福島県が実施した外部被ばくに係る「県民健康管理調査」の全県調査においては，いわき地区では，９９パーセント以上が１ミリシーベルト未満となっており（乙Ａ４８），また，福島県が実施したホールボディカウンターによる内部被ばくの調査結果においても，１ミリシーベルト未満の方が９９．９パーセントを占めていたとのことであるから（乙Ａ４９），原告らが本件事故後にいわき市内に滞在した場合に現実に被った被ばく量は年間２０ミリシーベルトの基準を大きく下回るものであったと考えられる。また，県民健康管理調査における甲状腺検査において，嚢胞，結節，がんの発見率

の増加が認められるが，高い検出効率によるものと見込まれ，本件事故の影響を受けていない地域において同様の手法を用いて検査を行った結果からは，福島県の子どもの間で見つかっている発見率の増加については，放射線の影響とは考えにくいと示唆されているところである（乙Ａ５０）。

したがって，原告らが主張する放射線被ばく等に対する漠然とした不安については，低線量被ばくに関する国際的にも合意された科学的知見やその周知の状況，いわき市内の空間放射線量率が低いものであること，被告東京電力準備書面（１４）の２～８頁で述べたとおり，いわき市内の社会活動が本件事故以前と同様に営まれている実情にあること等に照らしても，原告らの法的な権利利益に対する具体的な危険に対するものであるとは評価し得ないものである。

以　上